

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 川本学 様 〆112-0002 日本国東京都文京区小石川2-1-2 山京ビル3 階 欧和特許事務所 東京事務所	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 26.10.2010	

出願人又は代理人 の書類記号 FP2010-021W0	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2010/065824	国際出願日 (日.月.年) 14.09.2010	優先日 (日.月.年) 28.09.2009
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F02D41/22(2006.01)i, F02D41/04(2006.01)i, F02D41/16(2006.01)i, F02D45/00(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 株式会社ケーヒン

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 12.10.2010

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 寺川 ゆりか 電話番号 03-3581-1101 内線 3355	3Z	3219
---	---	----	------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
 - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
 - 以下の理由により満足しない。

請求項1に係る発明は、特開昭62-150048号公報の開示内容に照らして先行技術に対する貢献をもたらすものでないから、請求項1に係る発明と請求項2～5に係る発明とは、共通の特別な技術的特徴を有しない。
よって、この国際出願には、次のとおり四の発明がある。

請求項1及び2、請求項3、請求項4、請求項5

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 _____ に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 62-150048 A（トヨタ自動車株式会社）1987.07.04，特に、第4ページ左上欄第12行～右上欄第2行，第6ページ右下欄第16行～第7ページ右上欄第18行（ファミリーなし）

請求項1-5に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1により進歩性を有しない。

文献1には、スロットバルブとバイパス通路とバイパス通路を開閉する弁とスロットバルブを制御するステップモータとマイクロコンピュータとを備える内燃機関の制御装置であって、ステッピングモータに流れる電流値が異常な値となる状態がある程度経過した後異常信号を出力し、ステップモータの駆動制御を中止するものが記載されている。

バイパス通路の弁駆動をステップモータで行うことは例示するまでもなく従来周知であり、文献1のステップモータの異常時対応をバイパス通路の弁に適用することは、当業者が適宜なし得ることである。

また、電流が異常な値となる状態を、具体的に所定の閾値以下の場合とすることも、当業者であれば適宜なし得ることと認められる。

請求項2-4において特定された所定時間の設定や、異常開始時の設定、ノイズ除去、回路配置はいずれも、当業者が容易になし得たことである。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

(1) 本願の請求項3に「所定時間の計時開始時点」が「制御信号の入力時点」と略同じであるとの特定があるが、該特定事項の技術的意義が不明である。

請求項1の「電流異常信号が所定時間以上継続して出力されている場合」との記載によれば、「所定時間の計時開始時点」とは電流異常信号が出力され始める時点となるべきと考えられるが、これが「制御信号の入力時点」と略同じとなることの意味が不明である。

(2) 本願明細書の「デジタルフィルタのカウント値」が技術的に何を意味するのか不明であり、電流異常信号の継続時間がどのように求められているのか不明である。

少なくとも、図8の例においては、「デジタルフィルタのカウント値」は電流異常信号の継続時間を意味するものではなく、そうしてみると、何をもちて電流異常信号の継続時間が所定時間以上かどうかを判断しているのか不明である。